

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁、文部科学省所管)

単位:千円

基金の名称	香川県子育て支援対策臨時特例基金	
基金設置法人名	香川県	
基金の額		今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 759,126千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 759,126千円
基金事業等の概要	保育所等緊急整備事業 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等 新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和11年度末
	基金の解散予定時期	令和12年12月末
基金事業等の目標	子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備及び母子家庭等の福祉の増進を図るために緊急に対応すべき事業を円滑に実施する。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	申請方法:各事業ごとの申請書による 申請期限:各事業ごとに異なる 審査基準:予算の範囲内において、事業の必要性や基金事業等の目標の達成度合等を勘案 審査体制:子ども政策課(技術的な部分については担当課)において審査	
その他の事項		